

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【規則】

- 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則
- 岡山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則
- 岡山県立学校授業料減免に関する規則の一部を改正する規則
- 知事の権限に属する事務の一部を教育委員会及び公安委員会の所管に属する機関の長に委任する規則の一部を改正する規則
（以上県例規集登載）
- 岡山県企業局事務処理規程の一部を改正する規程
- 岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程
- 岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程
（以上県例規集登載）

【企業局】

総務企画課

〃

〃

【人事委員会】

（県例規集登載）

- 岡山県教育委員会事務決裁規程の一部改正
- 職員の配偶者同行休業に関する規則
- 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則
- 岡山県職員給与支給規則の一部を改正する規則
- 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 岡山県人事委員会事務局処務規程の一部改正
- 選考により採用する職の範囲の一部改正
（以上県例規集登載）
- 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の正誤
- 岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の正誤

【正誤】

総務学事課

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

人事委員会

教育委員会

<p>(以上県例規集登載)</p>	<p>目次</p>
	<p>担当課(室)</p>
	<p>目次</p>
	<p>担当課(室)</p>

◎岡山県規則第四十八号

岡山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年七月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県営住宅条例施行規則（平成九年岡山県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「各号に定めるところによる」を「とおりとする」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第一項に規定する配偶者のない女子及び同条第二項に規定する配偶者のない男子 入居の申込みをした者の同居の親族に二十歳以上の者で経常的収入を得る職業に就いているものがいないこと。

第四条第二項第二号中「判定された者」の下に「であること」を加える。

「岡山県営住宅条例（平成九年岡山県条例第39号）第8条第1項の規定により次のとおり県

営住宅への入居を申し込みます。なお、記載内容が事実と相違するとき、又は入居申込者（を様式第二号中の同居者を含む。）が暴力団員であることが判明したときは、入居に係る一切の権利を放棄

します。また、入居に係る資格について、岡山県が関係機関に照会を行うことに同意します。」

「岡山県営住宅条例（平成九年岡山県条例第39号）第8条第1項の規定により次のとおり県営住宅への入居を申し込みます。

なお、記載内容が事実と相違するとき又は入居申込者（その同居者を含む。）が暴力団員であることが判明したときは、入居に係る一切の権利を放棄します。

こととする。

また、入居に係る資格について岡山県が関係機関に照会を行い、並びに指定管理者が氏名、部屋番号及び入居年月日を当該県営住宅の区域を含む町内会又は自治会及び補助管理人（当該県営住宅の入居者のうちから選任され、指定管理者との連絡を行う者をいう。）に通知することに同意します。」

附 則

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、様式第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

◎岡山県規則第四十九号

岡山県立学校授業料減免に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年七月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県立学校授業料減免に関する規則の一部を改正する規則

岡山県立学校授業料減免に関する規則（昭和五十一年岡山県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岡山県立学校の授業料及び受講料の減免に関する規則

第一条中「第七条」を「第七条及び岡山県立高等学校通信制課程入学金及び受講料徴収条例（昭和二十四年岡山県条例第四十八号。次条第二項において「通信制課程入学金等条例」という。）第一条の第二項」に、「及び」を「の授業料及び受講料並びに」に、「の減免」を「（以下「授業料等」という。）の減免」に改める。

第二条の見出しを「（授業料等の減免等）」に改め、同条中「の全部」を「又は年度分の受講料の全部又は一部」に改め、同条ただし書中「授業料」を「授業料等」に改め、同条第三号中「災害」の下に「、家計急変（家庭の経済的事情の急変をいう。次項及び次条第二項において同じ。）」を加え、同条に次の二項を加える。

2 家計急変が発生した者（次項において「家計急変者」という。）について、前項の規定により当該事由の発生の日以後に納期が到来する年度分の受講料の一部を免除した場合であつて、当該免除を受けた後においてもなお納入すべき当該年度分の受講料があるときは、通信制課程入学金等条例第四条第一項及び岡山県立高等学校通信制課程入学金及び受講料徴収条例施行規則（平成二十二年岡山県規則第三十三号）第二条の規定にかかわらず、当該納入すべき受講料の納入は、次の各号に掲げる通知のいずれかを受ける日までの間猶予されるものとする。

一 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号。次項において「就学支援金省令」という。）第三条第二項の規定による通知

二 次条第一項の申請書を提出して行つた申請に対する受講料を減免し、又は減免しない旨の決定の通知

3 前項の規定により受講料の納入を猶予した後において、次の各号に掲げる場合にお

ける当該各号に定める受講料は、免除する。

一 当該家計急変者が就学支援金省令第三条第二項の規定による認定をしなかつた旨の通知を受けた場合 当該猶予した受講料

二 当該家計急変者について、就学支援金省令第三条第二項の規定による認定をした旨の通知を受けた後に、退学等により高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第三条第一項の就学支援金を支給すべき事由が消滅した場合 当該猶予した受講料（同法第十四条第三項の規定により読み替えて適用される同法第七条の規定によりその債権の弁済に同法第三条第一項の就学支援金が充てられる部分を除く。）

第三条第一項中「前条」を「前条第一項」に、「授業料」を「授業料等」に改め、同条第二項第一号中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に改め、同項第二号中「前条第二号」を「前条第一項第二号」に、「場合」を「場合又は同項第三号に規定する場合（家計急変による場合に限る。）」に改め、同項第三号中「前条第三号」を「前条第一項第三号」に、「災害」を「災害及び家計急変」に改め、同項第四号中「前条第三号」を「前条第一項第三号」に、「災害による場合」を「場合（災害による場合に限る。）」に改め、同条第三項中「前条第二号」を「前条第一項第二号」に、「授業料」を「授業料等」に改める。

第四条中「授業料減免」を「授業料等の減免」に改める。

第五条中「授業料」を「授業料等」に改める。

第六条中「第二条第二号」を「第二条第一項第二号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用）

2 この規則による改正後の岡山県立学校の授業料及び受講料の減免に関する規則の規定は、平成二十六年四月一日以降に納期が到来する受講料から適用する。

◎岡山県規則第五十号

知事の権限に属する事務の一部を教育委員会及び公安委員会の所管に属する機関の長に委任する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年七月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

知事の権限に属する事務の一部を教育委員会及び公安委員会の所管に属する機関の長に委任する規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の一部を教育委員会及び公安委員会の所管に属する機関の長に委任する規則（昭和四十一年岡山県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第十八号中「の減免」を「及び受講料の減免」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県企業管理規程第九号

岡山県企業局事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年七月四日

岡山県公営企業管理者 西 本 善 夫

岡山県企業局事務処理規程の一部を改正する規程

岡山県企業局事務処理規程（昭和四十八年岡山県企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一(1)3の項14中「第19条）並びに」を「第19条），」に、「第7条）」を「第7条）， 修学部分休業の承認， 期間の短縮及び延長の承認， 時間の変更の承認並びに承認の取消し（就業規則第74条， 第75条， 第77条）並びに配偶者同行休業の承認， 期間延長の承認及び承認の取消し（地公法第26条の6）」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

◎岡山県企業管理規程第十号

岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年七月四日

岡山県公営企業管理者 西 本 善 夫

岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程

岡山県企業局職員就業規則（昭和四十二年岡山県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

「第十二章 修学部分休業（第七十四条―第七十八条）

目次中「附則」を 第十三章 配偶者同行休業（第七十九条―第八十一条） に改め

附則

る。

第四条に次の一項を加える。

3 企業職員給与条例第十五条第三項の規定により、職員が第七十四条第一項に規定する修学部分休業の承認を受けて勤務しなかつた場合は、その勤務しない一時間につき、給料の月額並びに管理職手当、初任給調整手当及び地域手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

第十二条第三項に次の一号を加える。

四 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年岡山県条例第五十六号）第九条第一項の規定により任用された職員

第三十九条中「岡山県企業局職員勤務評定規程（昭和四十五年岡山県企業訓令第二号）」を「岡山県企業局職員人事評価規程（平成二十四年岡山県企業訓令第一号）」に改める。

本則に次の二章を加える。

第十二章 修学部分休業

（修学部分休業）

第七十四条 管理者は、職員が申請した場合において、公営企業の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員が第三項に規定する教育施設における修学のため、第四項に規定する期間中、一週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「修学部分休業」という。）を承認するこ

とができる。

2 修学部分休業の承認は、一週間を通じて職員の一週間当たりの勤務時間の二分の一を超えない範囲内で、当該職員の修学のため必要とされる時間について、五分を単位として行うものとする。

3 職員が修学部分休業をして修学する教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校

二 学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校

三 学校教育法第三十四条第一項に規定する各種学校

四 その他職員がその施設において修学することにより公務に関する能力の向上に資する教育施設として、管理者があらかじめ認めた教育施設

4 修学部分休業をすることができる期間は、二年を超えない範囲内の期間とする。

（修学部分休業の承認の失効等）

第七十五条 修学部分休業の承認は、修学部分休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。

2 管理者は、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、修学部分休業の承認を取り消すものとする。

一 修学部分休業をしている職員が、当該修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。

二 修学部分休業をしている職員が、正当な理由なく、当該修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。

三 修学部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たとき。

四 大規模な災害、重大な事故等の発生に伴い、岡山県企業局災害対策本部が設置される等非常事態の場合であつて、当該職員が修学部分休業をしていることにより、公営企業の運営に著しい支障が生じていると管理者が認めるとき。

（修学部分休業の承認の申請手続）

第七十六条 修学部分休業の承認の申請は、修学部分休業承認申請書（様式第十六号）により、修学部分休業を始めようとする日の一月前までに行うものとする。

2 管理者は、修学部分休業の承認の申請について、その事由を確認する必要があると

認めるときは、当該申請をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

(修学部分休業の期間及び休業時間の変更)

第七十七条 修学部分休業をしている職員は、次に掲げる場合には、管理者の承認を得なければならない。

- 一 修学部分休業の期間を短縮し、又は延長しようとするとき。
- 二 修学部分休業の時間を変更しようとするとき。
- 2 前項の承認の申請は、修学部分休業変更承認申請書(様式第十七号)により、変更を要する日の一月前までに行うものとする。
- 3 修学部分休業の期間の延長は、特別の事情がある場合を除き、一回に限るものとする。
- 4 修学部分休業の期間の延長の承認は、二年から既に修学部分休業の承認をした期間を差し引いた期間を超えない範囲内で行うものとする。
- 5 前条第二項の規定は、第一項の承認について準用する。

(修学状況に変更が生じた場合の届出)

第七十八条 修学部分休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を管理者に届け出なければならない。

- 一 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学した場合
- 二 修学部分休業に係る教育施設の課程を休学した場合
- 三 その他修学部分休業に係る修学の状況について変更が生じた場合
- 2 前項の規定による届出は、修学状況変更届(様式第十八号)により行うものとする。
- 3 第七十六条第二項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。

第十三章 配偶者同行休業

(配偶者同行休業)

第七十九条 職員の配偶者同行休業については、この規程に定めるもののほか、職員の配偶者同行休業に関する条例に定めるところによる。

(配偶者同行休業の承認の申請手続)

第八十条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業承認申請書(様式第十九号)により、配偶者同行休業を始めようとする日の一月前までに行うものとする。

(配偶者同行休業の期間の延長の申請手続)

第八十一条 前条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。

平成26年7月4日 岡山県公報 号外

様式第十五号の次に次の四様式を加える。

平成26年7月4日 岡山県公報 号外

様式第16号（第76条関係）

(表)
修学部分休業承認申請書

岡山県公営企業管理者 殿 次のとおり修学部分休業の承認を申請します。		申請年月日 年 月 日		
		所属課所名 職氏名 印		
1 教育施設名		2 通学時間（職場～教育施設）	時間 分	
3 修学内容等				
4 申請期間				
年 月 日から 年 月 日まで				
5 休業時間	年 月 日から 年 月 日まで			
	毎日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分
	月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分
	火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分
	年 月 日から 年 月 日まで			
	毎日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分
	月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分
	火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分
	年 月 日から 年 月 日まで			
	毎日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分
	月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分
	火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分
	年 月 日から 年 月 日まで			
	毎日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分
	月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分
	火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分
6 備考				

- (注) 1 この申請書には、申請に係る教育施設の入学を証明する書類（合格通知、教育施設が発行する入学証明書等）を添付し、後日、在学証明書及びカリキュラム予定表又はそれらの写しを提出すること。
- 2 「修学内容等」欄は、修学内容及び修学によりどのような公務に関する能力の向上を考えているか記入すること。
- 3 「休業時間」欄は、申請期間の全期間又は確定している期間について記入すること。
- 4 年間を通じて申請する場合において、夏休み等の休校期間等修学部分休業を取得する必要がない期間があるときは、その旨及び期間を「備考」欄に記入すること。
- 5 修学部分休業の承認が、職員からの請求により取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。

平成26年7月4日 岡山県公報 号外

様式第17号（第77条関係）

修学部分休業変更承認申請書

岡山県公営企業管理者 殿 次のとおり修学部分休業の変更の承認を申請します。		申請年月日 年 月 日																		
所属課所名 職氏名		印																		
1 教育施設名																				
2 変更理由																				
3 休業期間	変更前	年 月 日から 年 月 日まで																		
	変更後	年 月 日から 年 月 日まで																		
4 休業時間	変更前	年 月 日から 年 月 日まで																		
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">毎日</td> <td style="width: 15%;">時 分～</td> <td style="width: 15%;">時 分</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">水</td> <td style="width: 15%;">時 分～</td> <td style="width: 15%;">時 分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">月</td> <td>時 分～</td> <td>時 分</td> <td style="text-align: center;">木</td> <td>時 分～</td> <td>時 分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">火</td> <td>時 分～</td> <td>時 分</td> <td style="text-align: center;">金</td> <td>時 分～</td> <td>時 分</td> </tr> </table>	毎日	時 分～	時 分	水	時 分～	時 分	月	時 分～	時 分	木	時 分～	時 分	火	時 分～	時 分	金	時 分～	時 分
		毎日	時 分～	時 分	水	時 分～	時 分													
		月	時 分～	時 分	木	時 分～	時 分													
		火	時 分～	時 分	金	時 分～	時 分													
		年 月 日から 年 月 日まで																		
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">毎日</td> <td style="width: 15%;">時 分～</td> <td style="width: 15%;">時 分</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">水</td> <td style="width: 15%;">時 分～</td> <td style="width: 15%;">時 分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">月</td> <td>時 分～</td> <td>時 分</td> <td style="text-align: center;">木</td> <td>時 分～</td> <td>時 分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">火</td> <td>時 分～</td> <td>時 分</td> <td style="text-align: center;">金</td> <td>時 分～</td> <td>時 分</td> </tr> </table>	毎日	時 分～	時 分	水	時 分～	時 分	月	時 分～	時 分	木	時 分～	時 分	火	時 分～	時 分	金	時 分～	時 分
	毎日	時 分～	時 分	水	時 分～	時 分														
	月	時 分～	時 分	木	時 分～	時 分														
	火	時 分～	時 分	金	時 分～	時 分														
	年 月 日から 年 月 日まで																			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">毎日</td> <td style="width: 15%;">時 分～</td> <td style="width: 15%;">時 分</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">水</td> <td style="width: 15%;">時 分～</td> <td style="width: 15%;">時 分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">月</td> <td>時 分～</td> <td>時 分</td> <td style="text-align: center;">木</td> <td>時 分～</td> <td>時 分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">火</td> <td>時 分～</td> <td>時 分</td> <td style="text-align: center;">金</td> <td>時 分～</td> <td>時 分</td> </tr> </table>	毎日	時 分～	時 分	水	時 分～	時 分	月	時 分～	時 分	木	時 分～	時 分	火	時 分～	時 分	金	時 分～	時 分	
	毎日	時 分～	時 分	水	時 分～	時 分														
	月	時 分～	時 分	木	時 分～	時 分														
火	時 分～	時 分	金	時 分～	時 分															
変更後	年 月 日から 年 月 日まで																			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">毎日</td> <td style="width: 15%;">時 分～</td> <td style="width: 15%;">時 分</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">水</td> <td style="width: 15%;">時 分～</td> <td style="width: 15%;">時 分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">月</td> <td>時 分～</td> <td>時 分</td> <td style="text-align: center;">木</td> <td>時 分～</td> <td>時 分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">火</td> <td>時 分～</td> <td>時 分</td> <td style="text-align: center;">金</td> <td>時 分～</td> <td>時 分</td> </tr> </table>	毎日	時 分～	時 分	水	時 分～	時 分	月	時 分～	時 分	木	時 分～	時 分	火	時 分～	時 分	金	時 分～	時 分	
	毎日	時 分～	時 分	水	時 分～	時 分														
	月	時 分～	時 分	木	時 分～	時 分														
	火	時 分～	時 分	金	時 分～	時 分														
	年 月 日から 年 月 日まで																			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">毎日</td> <td style="width: 15%;">時 分～</td> <td style="width: 15%;">時 分</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">水</td> <td style="width: 15%;">時 分～</td> <td style="width: 15%;">時 分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">月</td> <td>時 分～</td> <td>時 分</td> <td style="text-align: center;">木</td> <td>時 分～</td> <td>時 分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">火</td> <td>時 分～</td> <td>時 分</td> <td style="text-align: center;">金</td> <td>時 分～</td> <td>時 分</td> </tr> </table>	毎日	時 分～	時 分	水	時 分～	時 分	月	時 分～	時 分	木	時 分～	時 分	火	時 分～	時 分	金	時 分～	時 分	
毎日	時 分～	時 分	水	時 分～	時 分															
月	時 分～	時 分	木	時 分～	時 分															
火	時 分～	時 分	金	時 分～	時 分															
年 月 日から 年 月 日まで																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">毎日</td> <td style="width: 15%;">時 分～</td> <td style="width: 15%;">時 分</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">水</td> <td style="width: 15%;">時 分～</td> <td style="width: 15%;">時 分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">月</td> <td>時 分～</td> <td>時 分</td> <td style="text-align: center;">木</td> <td>時 分～</td> <td>時 分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">火</td> <td>時 分～</td> <td>時 分</td> <td style="text-align: center;">金</td> <td>時 分～</td> <td>時 分</td> </tr> </table>	毎日	時 分～	時 分	水	時 分～	時 分	月	時 分～	時 分	木	時 分～	時 分	火	時 分～	時 分	金	時 分～	時 分		
毎日	時 分～	時 分	水	時 分～	時 分															
月	時 分～	時 分	木	時 分～	時 分															
火	時 分～	時 分	金	時 分～	時 分															
5 備考																				

(注) 1 「休業時間」欄は、申請期間の全期間又は確定している期間について記入すること。
 2 年間を通じて申請する場合において、夏休み等の休校期間等修学部分休業を取得する必要がない期間があるときは、その旨及び期間を「備考」欄に記入すること。

平成26年7月4日 岡山県公報 号外

様式第18号（第78条関係）

修学状況変更届

年 月 日 届出

岡山県公営企業管理者 殿

所属課所名

職氏名

印

次のとおり修学部分休業に係る修学の状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

修学部分休業に係る教育施設の課程を退学した。

修学部分休業に係る教育施設の課程を休学した。

その他（ ）

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

(注) 該当する□には、レ印を記入すること。

平成26年7月4日 岡山県公報 号外

様式第19号（第80条関係）

配偶者同行休業承認申請書

申請年月日 年 月 日

岡山県公営企業管理者 殿

所属課所名

職氏名

印

次のとおり配偶者同行休業の承認期間の延長を申請します。

1	申請の区分	<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業の承認（2，3及び4に記入） <input type="checkbox"/> 配偶者同行休業の期間の延長（2，3及び5に記入）
2	氏名	
	職業	
	申請時の所属先の名称（所在地）	（ ）
	外国滞在事由	
申請に係る配偶者の氏名等	外国滞在中の所属先の名称（所在地）	（ ）
	外国滞在事由の継続する期間	年 月 日から 年 月 日まで
3	職員及び配偶者の外国滞在中の住所（居所）	
4	申請期間	年 月 日から 年 月 日まで
5	延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで
	既に配偶者同行休業をしている期間	年 月 日から 年 月 日まで
6	備考	

(注) 1 この申請書には、配偶者の外国滞在事由及びその期間を確認することができる書類を添付すること。

2 「職員及び配偶者の外国滞在中の住所（居所）」欄は、申請時点で未定の場合は「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所（居所）を定め、届け出ること。

3 「備考」欄には、以前に配偶者同行休業をした場合における当該配偶者同行休業の内容（配偶者の外国滞在事由及び配偶者同行休業の期間）、配偶者同行休業の期間を延長する場合における延長を請求する理由その他公営企業管理者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。

4 該当する口には、レ印を記入すること。

平成26年7月4日 岡山県公報 号外

附則

この規程は、公布の日から施行する。

◎岡山県企業管理規程第十一号

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年七月四日

岡山県公営企業管理者 西 本 善 夫

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程（昭和二十九年岡山県電気事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「若しくは自己啓発等休業」を「、自己啓発等休業若しくは配偶者同行休業」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

平成26年7月4日 岡山県公報 号外

◎岡山県教育委員会訓令第三号

庁 中 一 般
教 育 事 務 所
教 育 機 関

岡山県教育委員会事務決裁規程（昭和四十二年岡山県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月四日

岡 山 県 教 育 委 員 会

別表第二教育政策の項中10を11とし、5から9までを一つづつ繰り下げ、4の次に次のように加える。

5 配偶者同行休業の承認，期間延長の承認及び承認の取消し（本庁，教育事務所及び教育機関の職員並びに県立学校の事務関係職員に係るものに限る。）		○		
--	--	---	--	--

別表第二教職員の項中12を13とし、7から11までを一つづつ繰り下げ、6の次に次のように加える。

7 県立学校教職員及び県費負担教職員の配偶者同行休業の承認，期間延長の承認及び承認の取消し		○		
---	--	---	--	--

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第十五号

職員の配偶者同行休業に関する規則を次のように定める。

平成二十六年七月四日

岡山県人事委員会委員長 西 田 秀 史

職員の配偶者同行休業に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年岡山県条例第五十六号。以下「条例」という。)第十二条の規定により、職員の配偶者同行休業に關し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認の申請手続)

第二条 配偶者同行休業の承認の申請は、書面により、配偶者同行休業を始めようとする日の一月前までに行うものとする。

(配偶者同行休業の期間の延長の申請手続)

第三条 前条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第四条 条例第七条第三号の人事委員会規則で定める事由は、配偶者同行休業をしてい
る職員が職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(昭和三十五年岡山県人事委員
会規則第十六号)第十一条第一項第八号に規定する場合における休暇を取得すること
となったこととする。

(届出)

第五条 条例第八条第一項第五号の人事委員会規則で定める場合は、前条に規定する事
由に該当することとなった場合及び次に掲げる事項に変更を生じることとなった場合
(第二号に掲げる事項にあつては、配偶者が外国に住所又は居所を定めて滞在する事
由に変更を生じることとなった場合であつて、当該変更後の事由が引き続き条例第四
条に規定する配偶者外国滞在事由に該当するときに限る。)とする。

一 配偶者の氏名又は職業

二 配偶者が外国に住所若しくは居所を定めて滞在する事由又は当該事由が継続する
ことが見込まれる期間の初日若しくは末日

三 当該職員及び配偶者の外国における住所又は居所
(職務復帰後における号給の調整)

第六条 条例第十条第一項の人事委員会規則で定める日は、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第三号）第二十八条に規定する昇給日とする。

2 条例第十条第二項の規定による号給の調整は、あらかじめ人事委員会の承認を得て行うものとする。

（その他）

第七条 この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第十六号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年七月四日

岡山県人事委員会委員長 西 田 秀 史

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和三十五年岡山県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項に次の一号を加える。

五 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年岡山県条例第五十六号）第九条第一項の規定により任用された職員

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第十七号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年七月四日

岡山県人事委員会委員長 西 田 秀 史

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成四年岡山県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「等」を削り、同条第一号イ中「の規定により休業」を「又は職員
の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年岡山県条例第五十六号）第二条の規定に
より休業」に改め、同号ロ中「及び」を「又は」に改める。

第十条の二（見出しを含む。）中「条例第二十三条第二号ロ」を「条例第二十三条第二
号ロ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第十八号

岡山県職員給与支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年七月四日

岡山県人事委員会委員長 西 田 秀 史

岡山県職員給与支給規則の一部を改正する規則

岡山県職員給与支給規則（昭和二十六年岡山県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項に次の一号を加える。

九 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年岡山県条例第五十六号。次項において「配偶者同行休業条例」という。）第二条の規定により休業を始め、又は休業の終了により職務に復帰した場合

第六条第二項中「派遣条例第二条第一項の規定により派遣され、」を「派遣条例第二条第一項若しくは」に改め、「自己啓発等休業条例第二条」の下に「若しくは配偶者同行休業条例第二条」を加え、「復帰し、」を「復職し、」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第十九号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年七月四日

岡山県人事委員会委員長 西 田 秀 史

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和三十三年岡山県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二第一項第三号中「の規定により休業」を「若しくは職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年岡山県条例第五十六号。第十八条の三第二項第二号及び第十八条の四第二項において「配偶者同行休業条例」という。）第二条の規定により休業」に改める。

第十八条の三第二項第二号中「自己啓発等休業条例第二条」の下に「若しくは配偶者同行休業条例第二条」を加え、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 住居の移転又は交通機関の路線の新設若しくは改廃若しくは運行計画の変更に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。

第十八条の四第二項中「の規定により派遣され、公益的法人等派遣条例」を「若しくは公益的法人等派遣条例」に改め、「自己啓発等休業条例第二条」の下に「若しくは配偶者同行休業条例第二条」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第二十号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年七月四日

岡山県人事委員会委員長 西 田 秀 史

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十八年岡山県人事委員会規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

十 職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年岡山県条例第五十六号)第二十条の規定により休業をしている職員(以下「配偶者同行休業職員」という。)

第三条中「の各号」を削り、同条第三号カ中「第五十五条」を「第八条第三項」に改める。

第五条第二項第二号中「又は自己啓発等休業職員」を「、自己啓発等休業職員又は配偶者同行休業職員」に改める。

第七条第一号中「及び第九号」を「、第九号又は第十号」に改める。

第十一条第二項第二号中「又は自己啓発等休業職員」を「、自己啓発等休業職員又は配偶者同行休業職員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成26年7月4日 岡山県公報 号外

◎岡山県人事委員会訓令第2号

人事委員会事務局

岡山県人事委員会事務局処務規程（昭和三十六年岡山県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月四日

岡山県人事委員会委員長 西 田 秀 史

別表1の項に次のように加える。

14 事務局職員の配偶者同行休業の承認	○	
---------------------	---	--

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

◎岡山県人事委員会公示第四号

昭和四十七年岡山県人事委員会公示第二号（選考により採用する職の範囲）の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月四日

岡山県人事委員会委員長 西 田 秀 史

第二号に次のように加える。

- (四) 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年岡山県条例第五十六号）第九条第一項第一号に規定する任期を定めた採用により任用される者をもつて充てる職

附 則

この公示は、公布の日から施行する。

平成26年7月4日 岡山県公報 号外

(二二) 平成二十六年七月四日付け(号外) 公布職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例(岡山県条例第五十四号)に誤りがあった。

頁・行			
一・一四 一・終わりか ら一五	平成二十六年岡山県条例第 号	誤	正

平成26年7月4日 岡山県公報 号外

〔二三〕平成二十六年七月四日付け（号外）公布岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（岡山県条例第六十一号）に誤りがあった。

一〇・一三	頁・行	
平成二十六年岡山県条例第 号	誤	
平成二十六年岡山県条例第五十六号	正	